

「計量法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見公募要領

令和 8 年 9 月 25 日
経 済 産 業 省
イノベーション・環境局
計 量 行 政 室

1. 意見公募について

経済産業省では、別紙のとおり、計量法施行令の一部改正を予定しております。
つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見募集をいたします。忌憚のない御意見をくださいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

計量法施行令の一部を改正する政令案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布
経済産業省イノベーション・環境局計量行政室
(東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省別館 5 階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 8 年 9 月 25 日（金）～令和 8 年 10 月 24 日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから御提出ください。
※可能な限りこちらの方法で御提出ください。
- (2) 郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送りください。
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
経済産業省イノベーション・環境局計量行政室 パブリックコメント担当宛
- (3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛にお送りください。
メールアドレス：bzl-s-keiryogyosei★meti.go.jp
※メール送信の際は、上記アドレスの★を半角の「@」に置き換えてください。

※電子メールの件名を「計量法施行令の一部を改正する政令案に対する意見」としてください。

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

御提出いただきました御意見につきましては、氏名、連絡先等（住所、電話番号、及び電子メールアドレス等）を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「計量法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	